

第4章 都市づくりの推進方策 —中野のまちをともにつくる—

1. 協働によるまちづくりの推進

1-1. まちづくりにおける役割

今後の中野区の都市づくりにあたって、区民・地権者、事業者・企業など、及び行政が果たすべき役割を認識し、主体的な取り組みと相互協力をすすめます。

(1) 区民・地権者の役割

○地区の住民・地権者間での連携、住民主体のまちづくり活動の推進、樹木の保全と緑化推進、狭あい道路の拡幅、身近な生活環境の改善、まちのルールづくりなど、自らできる取り組みの推進

(2) 事業者・企業の役割

○地域の住民や行政との連携・協力、社会的な貢献、地域の活性化に向けた活動の推進

(3) 行政の役割

- 区の根幹に関わる都市整備の総合的かつ効果的な推進
- 都市計画マスタープランの都市計画制度への反映と活用
- 都市づくりに関わる情報の提供
- 区民、事業者の主体的なまちづくり活動への支援・助成
- 関係機関等の調整

1-2. 区民による主体的なまちづくり推進

(1) 区民主体で進めるまちづくり

まちづくりは、「住民一人ひとりの主体的な関与により、住民が協働して、あるいは地方自治体と協力することにより、自らが住み、生活するまちを住みよい魅力あるものにしていく取り組み」です。

まちづくりの主体は、そのまちに住み、働き、活動する住民、団体、土地所有者、事業者など（以下「区民」という。）です。区民自身が主体となり、一人ひとりが公共の視点を持ち、「まちをともにつくる」意志をもちながら、区民それぞれが対等な立場で提案・協議し、まちづくりに主体的に参画して責任を果たす必要があります。

区民による主体的なまちづくり活動を進め、区民間で合意形成を図ることにより、身近な地区におけるまちのルールづくりを推進し、あるいは、まちづくり事業を推進します。

(2) 区民提案型で進めるまちづくり

区民自身が主体的・自主的に取り組むまちづくりとともに、区民から行政に対してまちづくりを提案し、行政がこれを受けとめ、まちづくりに組み入れるなど「まちをともにつくる」視点に基づくまちづくりを推進します。

都市計画法改正により創設された、土地所有者等による都市計画決定に対する提案制度、住民による地区計画等の案の申し出制度を活用して、区が、区民の生活感覚からの発議、提案や計画づくりに向けたまちづくり活動を支援しつつ、それを受け止めるシステムを構

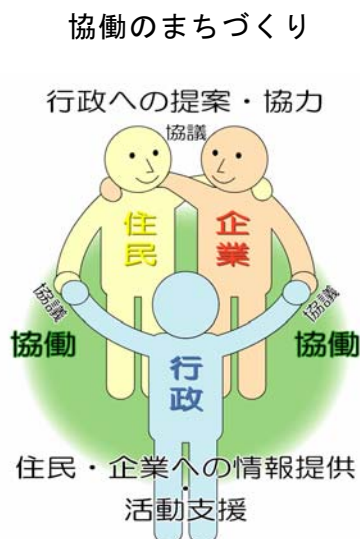
築し、提案型で協働してまちづくりを進めます。

まちづくりに対する理解と関心を高めるとともに、区民の提案や計画などを受け止めるシステムとして、

- ① NPOの活用やまちづくりの専門家派遣などにより、区民の提案や計画づくりなどを支援する。
 - ② 区民提案のプロセスや区の受け止める手続きなどを明確にし、手続きに沿った、区民発意による提案、計画づくりの促進を図る。
- ことなどを検討する必要があります。

(3) 区民参加のもと区の主導ですすめるまちづくり

区民自身が発意し主体的に取り組むまちづくりをすすめると同時に、区は、中野区の都市整備の根幹に関わる施策について責任を果たすため、自治基本条例などに基づく区民意見の反映、住民合意を前提としつつ、行政がリーダーシップを取りつつ協働まちづくりを推進します。



2 身近な地区を単位とするまちづくりの推進

2-1. まちづくり推進の単位＝「身近な地区」

都市計画マスタープランに基づいて、都市計画事業や地区計画の決定、地域地区の変更、まちのルールづくりをすすめる上では、関係する区民間の合意形成が前提となります。

合意形成を円滑に促進し、広くまちづくりの実践を図るため、より小さな身近な地区を単位として、住民主体のまちづくりをすすめます。

2-2. 地区まちづくりの支援

身近な地区を単位とするまちづくりを活発に展開するために、区は、住民によるまちづくりの発意、まちづくりについての学習、プランづくり、コンセンサスづくりなどの地区住民の自主的なまちづくり活動を積極的に支援します。

それらの地区まちづくりに対する専門家派遣、技術的支援、支援のしくみづくりをすすめます。

3 協働のまちづくりの進め方

中野の協働のまちづくりは、都市計画マスタープランを基本に、まちづくりの主体となる区民が区と協働して、あるいは、区の支援を受けて、それぞれの役割を果たしつつ、知恵を出し合いながら互いにパートナーとして取り組むまちづくりです。

その進め方を例示すると次のようになります。

【①まちづくり着手の前の段階】

- ・区民は、都市計画マスタープランが示すまちづくりの方向について共通の認識を持ち、日常の暮らしやタウンウォッチング、フィールドワーク、他地区の事例の学習などを通じ、まちの改善策などを考える。
- ・区は、都市計画マスタープランのPRに努め、都市計画やまちづくりの進め方、事業の方法等の情報提供など、区民発意のまちづくり学習や話し合いを積極的に支援する。

【②まちづくりの準備段階】

- ・区民は、地区でまちづくり勉強会やまちづくり協議会などをつくり、区からの支援や専門知識のある区民の参加も得ながら話し合い、まちづくりの方向の合意をつくっていく。
- ・合意したまちづくりの方向は、地権者等の関係者を主体とする推進組織をつくり、区等と進め方の調整を行うなどにより具体化する。
- ・区は、話し合いの場の提供、まちの現状や課題などの情報提供、コンサルタントの派遣など必要な援助を積極的に行う。また、防災まちづくりや緑化、生活道路の整備などの課題に応じ、地区計画などの都市計画、不燃化や生活道路整備の事業手法などを区民の参加を得ながら検討し、関係機関と調整するなど準備をすすめる。

【③まちづくりを計画する段階】

- ・区民は、前の段階までに合意したまちづくりの方向を具体化するため、区の支援を得ながら区の計画と調整し、狭あい道路の拡幅や地区のルールをつくる。
- ・区は、地区のルールを広く周知するとともに、地区の特性を踏まえ、事業目的に合う適切な事業・手法を選択し、地区計画などの都市計画決定や用途地域地区の見直し、国や東京都の制度の活用などの必要な手続きを行う。また、地区計画を担保する建築条例の制定など、必要に応じ規制や誘導の仕組み等を整えるとともに、区民の狭あい道路の後退義務の履行の合意、建築協定やみどりの協定づくり、認可等に関する支援を行う。

【④計画を実現するまちづくりの実践段階】

- ・区民の発意による区民主体のまちづくりは、区民の自主的な組織や区民個人、団体や企業、協定の管理組織、組合や区との協働により実施される。共通の目標をもち、互いに連絡調整しながらそれぞれが役割を果たしてまちづくりを進める。
- ・区は、区民や推進組織のまちづくりを支援し、必要な調整や規制・誘導制度の的確な運用などを行うとともに、公共施設の整備主体として、道路や公園などを整備することなどにより、都市計画マスタープランの実現ための役割を果たす。

4. 区を取り組みの強化

4-1. まちづくり情報の公開

区民のまちづくりに対する理解と関心を高め、区民発意のまちづくり活動を活発にすすめるため、区はまちづくりに関する情報を積極的に公開し、区民と情報の共有を図ります。

4-2. まちづくり推進のしくみづくり

区は、中野のまちにふさわしい事業手法等の開発、普及啓発・情報提供等、まちづくり支援策の充実や区民参加によるまちづくり手続きの制度化の検討など、中野のまちづくりを着実に推進するためのしくみづくりに努めます。（建築・開発に関わる条例、まちづくり推進に関わる条例など）

4-3. 組織運営の強化

区民の暮らしやまちの変化に的確に対応し、様々な視点を総合化したまちづくりを進めるためには、まちづくりを担う簡素で効率的な組織の整備はもちろん、福祉・教育・産業など、関連する組織間の調整や連携を一層強化するとともに、必要に応じて機動的・臨時的な組織をつくって対応するなど、柔軟な組織運営を図ります。

また、協働のまちづくりを推進するためには、区民の生活感覚に根差してともに考える、まちづくりの知識を持った職員が不可欠であり、その育成・強化を図ります。

4-4. 財源の確保

まちづくりには、長期間を要し継続性が必要であり、また多額の財源が必要であるため、区は、中野のまちの特性を活かし、地域に根差したまちづくりを主体的にすすめられるよう、あるいは、区として責任を持って都市整備事業などが行えるよう、安定的な財源の確保など、まちづくりを推進するための財政運営に努めます。

4-5. 東京都・国等との連携

東京都が所管する、中野のまちの広域的な幹線道路、高速道路、神田川などの一級河川や下水道施設などの都市基盤施設は、都市の骨格を形成するなど、中野のまちづくりの重要な部分を占め、果たす役割も大きい。

また、国の機関、都市再生機構や公社、鉄道事業者などによる施設の整備や開発も、中野のまちづくりに密接に関連し、様々な役割を担っています。

今後、区は、広域的、総合的な視点のもと、めざすべきまちづくりの方向と適合するようそれらの計画・事業と積極的に調整を図り、東京都等と役割を適切に分担して、中野のまちづくりが着実に進展するよう努めます。

また、隣接各区のまちづくりと連携を図ることも大切であるため、都市計画決定や事業化にあたっては十分意見を交換するとともに、調整を図ることとします。